

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年3月8日まで縦覧に供する。

平成22年1月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県日本中国友好協会

藤井 賢

高松市中央町3番13号

3 定款に記載された目的

この法人は、香川県域を基盤として、日中両国民の相互理解と友好関係を増進し、もってアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。